

第 22 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)～(65) [略]	(1)～(65) [略]
(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 2 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円	(66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1 件につき 1 万4,700円
(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 3 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対	(67) 毒物及び劇物取締法 <u>第 4 条第 4 項</u> の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対

する審査 1件につき 6,400円 (68)～(158) [略]	する審査 1件につき 6,400円 (68)～(158) [略]
-------------------------------------	-------------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第9（第5条関係）				別表第9（第5条関係）			
種別		区分	手数料（1件につき）	種別		区分	手数料（1件につき）
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]	[略]	[略]	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	6万9,000円			100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	7万4,000円			200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	1,000平方メートル以内	21万8,000円	2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	[略]	1,000平方メートル以内	16万7,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	21万5,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円			2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	24万8,000円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	36万4,000円			1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	32万4,000円
		5万平方メートルを超えるもの	60万9,000円			5万平方メートルを超えるもの	59万円
3 1の項の審査のうち、当該審査に		200平方メートル未満	1万9,000円				

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル以上	2万1,000円	
		300平方メートル未満	3万4,000円	
		係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	6万2,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
			5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	17万円
			1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円
			2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円
			5万平方メートル以上	88万1,000円
4 [略]	[略]	[略]	[略]	
5 [略]	[略]	[略]	[略]	
6 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（10の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	[略]	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万9,000円	
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	4万9,000円	
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]	
		[略]	[略]	
7 6の項の完了検査のうち、当該建築行為が建築物省エネルギー法第11条	非住宅建築物の場合	非住宅部分の床面積	300平方メートル未満	9,000円
			300平方メートル以上	[略]
			1,000平方メートル未満	[略]

3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 [略]	[略]	[略]	[略]
5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万6,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万5,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]
6 5の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]
			[略]

<u>第1項に規定する特定建築行為である場合に6の項の手数料に加算する額</u>		の合計 [略]	[略]	<u>の適用を受けるものである場合に5の項の手数料に加算する額</u>		[略]	[略]
	住宅の場合	一戸建ての住宅の部分 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計 300平方メートル未満 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満 5万平方メートル以上	4,500円 9,000円 1万9,000円 4万3,000円 7万8,000円 12万5,000円 18万9,000円 28万6,000円			[略]	[略]
8 [略]		[略]	[略]	7 [略]		[略]	[略]
9 [略]		[略]	[略]	8 [略]		[略]	[略]
10 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略] 100平方メートルを超え200平方メートル以内 200平方メートルを超え300平方メートル以内 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 [略]	[略] 3万8,000円 4万8,000円 [略] [略]	9 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	[略]	[略] 100平方メートルを超え200平方メートル以内 200平方メートルを超え500平方メートル以内 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 [略]	[略] 3万5,000円 4万4,000円 [略] [略]
11 10の項の完了検査のうち	非住宅建築	非住宅 300平方メートル未満	9,000円	10 9の項の完了検査のうち	非住宅部分	300平方メートル以上1,000平方	[略]

ち、当該建築行為が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に10の項の手数料に加算する額	物の場合	部分の床面積の合計	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 [略]	[略] [略]	ち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合に9の項の手数料に加算する額	の床面積の合計	メートル未満	[略]	[略]	
	住宅の場合	一戸建ての住宅の部分		4,500円						
12 法第7条の3第4項又は法第18条第29項に規定する検査	[略]	[略]	100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万2,000円	11 法第7条の3第4項又は法第18条第29項に規定する検査	[略]	100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万1,000円	[略]	[略]
			200平方メートルを超え300平方メートル以内	4万2,000円			200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万円		
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]		
			[略]	[略]			[略]	[略]		
			[略]	[略]			[略]	[略]		
			[略]	[略]			[略]	[略]		
			[略]	[略]			[略]	[略]		
13、14 [略]			[略]	12、13 [略]			[略]	[略]	[略]	

15 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における <u>建築物</u> の認定の申請に対する審査	[略]	14 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の <u>建築</u> の認定の申請に対する審査	[略]
16 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における <u>建築物</u> の許可の申請に対する審査	[略]	15 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の <u>建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]
17 法第44条第1項第2号の規定に基づく <u>道路内の公衆便所等</u> の許可の申請に対する審査	[略]	16 法第44条第1項第2号の規定に基づく <u>公衆便所等の道路内における建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]
18 法第44条第1項第3号の規定に基づく <u>道路内の建築物</u> の認定の申請に対する審査	[略]	17 法第44条第1項第3号の規定に基づく <u>道路内における建築</u> の認定の申請に対する審査	[略]
19 法第44条第1項第4号の規定に基づく <u>道路内の公共用歩廊等</u> の許可の申請に対する審査	[略]	18 法第44条第1項第4号の規定に基づく <u>公共用歩廊等の道路内における建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]
20 法第47条ただし書の規定に基づく <u>壁面線を超える建築物</u> の許可の申請に対する審査	[略]	19 法第47条ただし書の規定に基づく <u>壁面線外における建築</u> の許可の申請に対する審査	[略]
21 法第48条第1項から第14項までの <u>ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域の <u>特例許可</u> の申請に対する審査	[略]	20 法第48条第1項 <u>ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における <u>建築等の許可</u> の申請に対する審査	[略]
22 法第51条 <u>ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の <u>位置</u> の許可の申請に対する審査	[略]	21 法第51条 <u>ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査	[略]
23～28 [略]	[略]	22～27 [略]	[略]
29 法第55条第2項又は <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号</u> の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]	28 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
30～32 [略]	[略]	29～31 [略]	[略]
33 法第58条第2項の規定に基づく <u>高度地区</u> における建築物の高さの最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	[略]	32 法第58条第2項の規定に基づく <u>同条第1項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における当該最高限度</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	[略]

備考

1 [略]

2 1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

3 6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(2) [略]

4 [略]

5 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第2項に規定する住宅部分をいう。

6 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

備考

1 [略]

2 1の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

3 5及び9の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(2) [略]

4 [略]

5 6及び10の項において、非住宅部分とは、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。

6 6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分がある場合、当該既存部分の床面積を除いた床面積

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合、当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあつては、当該変更す

7 3、7及び11の項の手数料の算定において、住宅部分に一戸建ての住宅と共同住宅等の両方を含む場合は、一戸建ての住宅に係る部分の床面積に応じた額に共同住宅等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

8 7及び11の項において、申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

9 50の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

10 53から55までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
1 法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え	6万9,000円
		200平方メートル以内	
		200平方メートルを超え	7万4,000円
		300平方メートル以内	
		300平方メートルを超え	[略]
2 1の項の審査の	当該審査に係る	1,000平方メートル以内	21万8,000円
		[略]	[略]
		[略]	[略]

る部分の床面積を含む。)

(3) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)

7 49の項において、建築等とは、法第86条第1項に規定する建築等をいう。

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え	4万7,000円
		200平方メートル以内	
		200平方メートルを超え	6万円
		500平方メートル以内	
		500平方メートルを超え	[略]
2 1の項の審査の	当該審査に係る	1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]

うち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内	29万円
		1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内	36万4,000円
		5万平方メートルを超え るもの	60万9,000円
3 1の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	1万9,000円
		200平方メートル以上	2万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	6万2,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上1	17万円

する額	万平方メートル未満	
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円
	5万平方メートル以上	88万1,000円

備考

1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
[略]	[略]		[略]
3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	6万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	7万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]
4 3の項の審査のうち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の	1,000平方メートル以内	21万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	36万4,000円

--	--	--	--

備考

床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
[略]	[略]		[略]
3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	[略]	[略]	[略]
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	[略]
		[略]	[略]

的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に3の項の手数料に加算する額	相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積)	5万平方メートルを超えるもの	60万9,000円
5 3の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に3の項の手数料に加算する額	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	1万9,000円
		200平方メートル以上	2万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	6万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	17万円
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円
5万平方メートル以上	88万1,000円		
6～8 [略]			[略]

4～6 [略]			[略]
---------	--	--	-----

備考

1、2 [略]

3 3及び5の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3) [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分	手数料（1件につき）				
		適合書 あり	適合書なし			
			ア	イ	ウ	
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅 部分の 床面積 の合計	300平方メートル未満	[略]	9万 5,000円	24万円	
		300平方メートル以上	[略]	12万	30万	
		1,000平方メートル未満	[略]	2,000円	2,000円	
		1,000平方メートル以上	[略]	16万円	39万円	
		2,000平方メートル未満	[略]			
		2,000平方メートル以上	[略]	26万	56万	
		5,000平方メートル未満	[略]	6,000円	5,000円	
		5,000平方メートル以上	[略]	34万	69万	
		1万平方メートル未満	[略]	1,000円	1,000円	
	1万平方メートル以上	[略]	41万	82万		
		2万5,000平方メートル未満	[略]	7,000円	5,000円	
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	48万 4,000円	93万 7,000円	
		5万平方メートル以上	[略]	64万 6,000円	118万 9,000円	
	住一戸建 宅での住	200平方メートル未満	[略]	2万9,000円	3万 9,000円	

備考

1、2 [略]

3 3の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3) [略]

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書 あり	適合書なし		
			ア	イ	
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	9万 5,000円	24万円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	12万	30万
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	2,000円	2,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	16万円	39万円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	26万	56万
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	34万	69万
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	41万	82万
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	48万 4,000円	93万 7,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上	[略]	64万 6,000円	118万 9,000円
		住一戸建 宅での住	床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	3万9,000円

の 場 合	の宅の住	200平方メートル以上	[略]	3万2,000円	4万	
	場	宅部分			4,000円	
	合	の床面				
		積の合				
		計				
		共同住	300平方メートル未満	[略]	3万	5万
		宅等の			9,000円	4,000円
		住宅部	300平方メートル以上	[略]	6万	9万
		分の床	2,000平方メートル未満		8,000円	2,000円
		面積の	2,000平方メートル以上	[略]	12万	16万
	合計	5,000平方メートル未満		8,000円	6,000円	
		5,000平方メートル以上	[略]	18万	23万	
		1万平方メートル未満		3,000円	2,000円	
		1万平方メートル以上	[略]	33万円	43万	
		2万5,000平方メートル			9,000円	
		未満			6,000円	
		2万5,000平方メートル	[略]	53万	74万円	
		以上5万平方メートル		5,000円	7,000円	
		未満				
		5万平方メートル以上	[略]	94万	134万	
				2,000円	2,000円	
					5,000円	
2 法第10条第	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
3項（法第11		100平方メートルを超え		6万9,000円		
条第2項にお		200平方メートル以内				
いて準用する		200平方メートルを超え		7万4,000円		
場合を含ま		300平方メートル以内				
む。）又は法		300平方メートルを超え	[略]			
第54条第2項		1,000平方メートル以内				
（法第55条第		[略]	[略]			
2項において		[略]	[略]			

の 場 合	の宅	床面積の合計が200平方メートル	[略]	4万4,000円	
	場	以上			
	合				
		共同住	床面積の合計が300平方メートル	[略]	3万
		宅、長	未満		9,000円
		屋その	床面積の合計が300平方メートル	[略]	6万
		他の一	以上2,000平方メートル未満		8,000円
		戸建て	床面積の合計が2,000平方メート	[略]	12万
	の住宅	ル以上5,000平方メートル未満		8,000円	
	以外の	床面積の合計が5,000平方メート	[略]	18万	
	住宅	ル以上1万平方メートル未満		3,000円	
		床面積の合計が1万平方メート	[略]	33万円	
		ル以上2万5,000平方メートル未			
		満		6,000円	
		床面積の合計が2万5,000平方メ	[略]	53万	
		ートル以上5万平方メートル未		5,000円	
		満		7,000円	
		床面積の合計が5万平方メート	[略]	94万	
		ル以上		2,000円	
				5,000円	
2 法第54条第	[略]	[略]	[略]	[略]	
2項（法第55		100平方メートルを超え200平方		4万7,000円	
条第2項にお		メートル以内			
いて準用する		200平方メートルを超え500平方		6万円	
場合を含ま		メートル以内			
む。）の規定		500平方メートルを超え1,000平	[略]		
に基づく申出		方メートル以内			
に係る低炭素		[略]	[略]		
建築物新築等		[略]	[略]		

<p>準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査(1及び5の項の手数料に加算する額)</p>				<p>計画に対する審査(1及び3の項の手数料に加算する額)</p>							
<p>3 2の項の審査のうち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算</p>	<p>当該審査に係る一の建築物ごとの床面積(一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあって</p>	<p>1,000平方メートル以内</p>	<p>21万8,000円</p>	<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内</p>	<p>26万6,000円</p>	<p>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内</p>	<p>29万円</p>	<p>1万平方メートルを超え5万平方メートル以内</p>	<p>36万4,000円</p>	<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>60万9,000円</p>

<p>基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>ては、それぞれの部分ごとの床面積)</p>						
<p>4 2の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計</p>	<p>200平方メートル未満</p>	<p>1万9,000円</p>				
		<p>200平方メートル以上</p>	<p>2万1,000円</p>				
		<p>300平方メートル未満</p>	<p>3万4,000円</p>				
		<p>300平方メートル以上</p>	<p>6万2,000円</p>				
		<p>2,000平方メートル未満</p>					
		<p>2,000平方メートル以上</p>	<p>11万9,000円</p>				
		<p>5,000平方メートル未満</p>					
		<p>5,000平方メートル以上</p>	<p>17万円</p>				
		<p>1万平方メートル未満</p>					
		<p>1万平方メートル以上</p>	<p>30万8,000円</p>				
		<p>2万5,000平方メートル未満</p>					
		<p>2万5,000平方メートル</p>	<p>50万円</p>				
		<p>以上5万平方メートル未満</p>					
		<p>5万平方メートル以上</p>	<p>88万1,000円</p>				

備考

- 1 適合書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第2項に規定する住宅部分をいう。
- 3 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。
- 4 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は1項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。
 - (1) 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合
 - (2) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合
- 7 認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住

備考

- 1 適合書とは低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 1の項において、住宅とは一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、非住宅とは住宅以外の用途に係るものをいう。
- 4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 住宅と非住宅の複合建築物の場合は、住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額に非住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

戸をいう。)の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。

9 2及び4の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

10 5及び6の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第10条に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

別表第13(第5条の5関係)

(1) 法第11条、第12条及び規則第13条の規定に基づく事務(省エネ基準適合性判定)

種別	区分	手数料(1件につき)				
		ア		イ		ウ
		工場等 の場合	工場等 以外 の場合	工場等 の場合	工場等 以外 の場合	
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		300平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]		
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]		

6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。

7 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

別表第13(第5条の5関係)

(1) 法第12条及び第13条の規定に基づく事務(省エネ基準適合性判定)

種別	区分	手数料(1件につき)				
		ア		イ		
		工場等 の場合	工場等 以外 の場合	工場等 の場合	工場等 以外 の場合	
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、2の項以外の場合	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5,000平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]

		2万5,000平方メートル以上 5万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]
		5万平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	[略]
住戸建て の住宅の の住宅部分 場の床面積 の合計	共同住宅 等の住宅 部分の床 面積の合 計	200平方メートル未満	1万9,000円	2万7,000円	3万 5,000円	
		200平方メートル以上	2万1,000円	3万円	3万 9,000円	
	共同住宅 等の住宅 部分の床 面積の合 計	300平方メートル未満	3万4,000円	5万2,000円	6万 9,000円	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	6万2,000円	9万円	11万 8,000円	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	11万9,000円	16万4,000円	20万 9,000円	
		5,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	17万円	23万円	29万 1,000円	
		1万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未満	30万8,000円	43万7,000円	56万 6,000円	
		2万5,000平方メートル以 上5万平方メートル未満	50万円	73万8,000円	97万 7,000円	
	5万平方メートル以上	88万1,000円	134万円	179万 8,000円		
2 省エ ネ性能 確保計 画の適 合性判 定に対 する審	非住宅部 分の床面 積の合計 建築物 の	300平方メートル未満	[略]			
		300平方メートル以上	[略]			
		1,000平方メートル未満	[略]			
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	[略]			
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	[略]			

計	2万5,000平方メートル以上 5万平方メートル未満	[略]	[略]	[略]	[略]	
		5万平方メートル以上	[略]	[略]	[略]	
2 省エネ性 能確保計 画の適 合性判 定に対 する審 査のう ち、複 数棟の 申請の 他の	非住宅 部分の 床	300平方メートル未満	[略]			
		300平方メートル以上1,000平 方メートル未満	[略]			
		1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満	[略]			
		2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満	[略]			
			[略]			

査のうち、複数棟申請の他の建築物に係る審査を行う場合	場 合	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]	
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]	
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]	
		5万平方メートル以上	[略]	
	住 宅 の 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計	一戸建て	200平方メートル未満	6,600円
		住宅の住宅部分	200平方メートル以上	7,100円
		共同住宅	300平方メートル未満	1万2,000円
			300平方メートル以上	2万6,000円
		等 の 住 宅 部 分 の 床 面 積 の 合 計	2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万3,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満			9万7,000円	
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満			15万6,000円	
	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	22万円		
	5万平方メートル以上	34万7,000円		
3	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。		

建築物に係る審査を行う場合	面 積 の 合 計	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	[略]
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	[略]
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	[略]
		5万平方メートル以上	[略]
			[略]
3	省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られる額	

<p>4 規則<u>第13条</u>の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、<u>軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。</u></p>	<p>4 規則<u>第11条</u>の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>1及び2の項の規定を準用して得られる額</p>
<p>備考</p> <p>1 省エネ性能確保計画とは法<u>第11条第1項</u>又は<u>第12条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。</p> <p>2 <u>非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第2項に規定する住宅部分</u>いう。</p> <p>3 <u>一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。</u></p> <p>4 <u>工場等とは、非住宅部分の全部を基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物をいう。</u></p> <p>5 <u>審査に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。</u></p> <p>6 <u>審査に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に規定する基準に限る。）、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合</u></p> <p>7 <u>審査に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の審査に係る床面積に応</u></p>		<p>備考</p> <p>1 省エネ性能確保計画とは法<u>第12条第1項</u>又は<u>第13条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。</p> <p>2 <u>基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。</u></p> <p>3 <u>アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。</u></p> <p>4 <u>工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。</u></p> <p>5 <u>非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。</u></p> <p>6 <u>1の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により設計一次エネルギー消費量（同号イの設計一次エネルギー消費量をいう。）及び基準一次エネルギー消費量（同号イの基準一次エネルギー消費量をいう。）の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。</u></p>	

じた額に住宅部分の審査に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。

9 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

10 3及び4の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

(2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書 あり	適合書なし		
			ア	イ	ウ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	非住宅部分の床面積	300平方メートル未満	[略] 9万 3,000円	23万 8,000円	
		300平方メートル以上	[略] 11万	30万円	
	住宅部分の床面積の合計	1,000平方メートル未満	[略] 9,000円		

7 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。

8 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

9 3の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

10 4の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分	手数料（1件につき）			
		適合書 あり	適合書なし		
			ア	イ	ウ
1 省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅	[略]	床面積の合計が300平方メートル未満	9万 3,000円	23万 8,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上	11万 9,000円	30万円
	住宅部分の床面積の合計	[略]			

建築物の場合	1,000平方メートル以上	[略]	15万	38万	
	2,000平方メートル未満		8,000円	8,000円	
	2,000平方メートル以上	[略]	26万	56万	
	5,000平方メートル未満		4,000円	3,000円	
	5,000平方メートル以上	[略]	33万	68万	
	1万平方メートル未満		9,000円	9,000円	
	1万平方メートル以上	[略]	41万	82万	
2万5,000平方メートル未満		5,000円	3,000円		
2万5,000平方メートル以上	[略]	48万	93万		
5万平方メートル未満		2,000円	5,000円		
5万平方メートル以上	[略]	64万	118万		
200平方メートル未満		4,000円	7,000円		
住宅の一戸建ての住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	[略]	2万円	2万7,000円	3万7,000円
住宅部分の床面積の合計	200平方メートル以上	[略]	2万2,000円	3万2,000円	4万2,000円
共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	[略]	3万7,000円	5万2,000円	7万4,000円
	300平方メートル以上	[略]	6万6,000円	9万6,000円	12万6,000円
	2,000平方メートル未満		6,000円	6,000円	
	2,000平方メートル以上	[略]	12万6,000円	16万4,000円	22万2,000円
	5,000平方メートル未満		4,000円	2,000円	

部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上	[略]	15万8,000円	38万8,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上	[略]	26万4,000円	56万3,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	[略]	33万9,000円	68万9,000円	
	床面積の合計が1万平方メートル以上	[略]	41万5,000円	82万3,000円	
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上	[略]	48万2,000円	93万5,000円	
	床面積の合計が5万平方メートル以上	[略]	64万4,000円	118万7,000円	
	申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満	[略]	2万円	2万7,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上	[略]	2万2,000円	3万2,000円	4万2,000円
共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	[略]	3万7,000円	5万2,000円	7万4,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上	[略]	6万6,000円	9万6,000円	12万6,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上	[略]	12万6,000円	16万4,000円	22万2,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル未満		4,000円	2,000円	

		5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満	[略]	18万 1,000円	23万円	31万円
		1万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未 満	[略]	32万 8,000円	43万 7,000円	60万 4,000円
		2万5,000平方メートル 以上5万平方メートル未 満	[略]	53万 3,000円	73万 8,000円	104万 5,000円
		5万平方メートル以上	[略]	94万円	134万円	192万 3,000円
2 法第30条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2項（法第 31条第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 に基づく申出 に対する審査 （1及び5の 項の手数料に 加算する額）		100平方メートルを超え 200平方メートル以内				6万9,000円
		200平方メートルを超え 300平方メートル以内				7万4,000円
		300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内			[略]	[略]
		[略]			[略]	[略]
3 2の項の 審査のう ち、建築基 準法第6条 の3第1項 ただし書又 は同法第18 条第5項た	当該審査 に係る一 の建築物 ごとの床 面積（一 の建築物 がエキス パンショ	1,000平方メートル以内				21万8,000円
		1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内				26万6,000円
		2,000平方メートルを超 え1万平方メートル以内				29万円
		1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内				36万4,000円

		床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メ ートル未満	[略]	18万 1,000円	23万円	31万円
		床面積の合計が1万平方 メートル以上2万5,000平 方メートル未満	[略]	32万 8,000円	43万 7,000円	60万 4,000円
		床面積の合計が2万5,000 平方メートル以上5万平 方メートル未満	[略]	53万 3,000円	73万 8,000円	104万 5,000円
		床面積の合計が5万平方 メートル以上	[略]	94万円	134万円	192万 3,000円
2 法第35条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2項（法第 36条第2項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 に基づく申出 に対する審査 （1及び3の 項の手数料に 加算する額）		100平方メートルを超え200平方メ ートル以内				4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メ ートル以内				6万円
		500平方メートルを超え1,000平方 メートル以内			[略]	[略]
		[略]			[略]	[略]

<p>だし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第3条の13第1項で定める要件を備える者が建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額</p>	<p>ンジョイントその他の相互に応力を与えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合には、それぞれの部分ごとの床面積)</p>	<p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>60万9,000円</p>				
<p>4 2の項の審査のうち、建築物のエネルギー</p>	<p>当該審査に係る一戸建ての住宅の住</p>	<p>200平方メートル未満</p>	<p>1万9,000円</p>				
		<p>200平方メートル以上</p>	<p>2万1,000円</p>				

一消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に2の項の手数料に加算する額	宅部分の床面積の合計		
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円
		300平方メートル以上	6万2,000円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	11万9,000円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	17万円
		1万平方メートル未満	
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円		
2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円		
5万平方メートル以上	88万1,000円		

5 法第31条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1及び2の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。
6 規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。

備考

- 1 省エネ性能向上計画とは、法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

--	--	--	--

3 法第36条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、1の項の規定を準用して得られる額
4 規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、1の項の規定を準用して得られる額

備考

- 1 省エネ性能向上計画とは、法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

2 適合書とは、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

3 非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第2項に規定する住宅部分という。

4 一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

5 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は2項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。

6 認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

7 認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。

(1) 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合

(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

8 認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸という。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建

2 適合書とは、申請に係る建築物が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

3 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。

4 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは、法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。

7 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

9 1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。

10 2及び4の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

11 5及び6の項の手数料算定にあたっては、基準省令第10条各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。

8 1及び3の項について、法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。ただし、3の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

9 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

10 4の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(3) 法第41条の規定に基づく事務（省エネ基準適合認定）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
1 省エネ基準適合認定の申請に対する審査の場合	申請に係る建築物	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	9万3,000円	23万8,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円	11万9,000円	30万円
	が非住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万5,000円	15万8,000円	38万8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万3,000円	26万4,000円	56万3,000円

		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万 1,000円	33万 9,000円	68万 9,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000円	41万 5,000円	82万 3,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 9,000円	48万 2,000円	93万 5,000円
		5万平方メートル以上	35万 2,000円	64万 4,000円	118万 7,000円
申請に係る建築物が住宅部分のみか らなる建築物の場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	6,900円	2万円	3万 7,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	2万 2,000円	4万 2,000円
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000円	3万 7,000円	7万 4,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万 8,000円	6万 6,000円	12万 6,000円
	の住宅以外の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万 6,000円	12万 6,000円	22万 2,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万 3,000円	18万 1,000円	31万円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万 5,000円	32万 8,000円	60万 4,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 4,000円	53万 3,000円	104万 5,000円

		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万 8,000円	94万円	192万 3,000円
--	--	-------------------	---------------	------	----------------

備考

- 1 省エネ基準適合認定とは、法第41条第1項の規定に基づく認定をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 非住宅部分とは法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号に規定する基準による場合（イに掲げる場合を除く。）の申請について、イの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあつては全ての住戸が同基準による場合に限る。）について、それぞれ適用する。
- 7 床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。
- 8 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合には、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例の規定（別表第 9 の 15 から 22 までの項、29 の項及び 33 の項を除く。）は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の様替について適用する。

理 由

毒物及び劇物取締法並びに建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。